平成２４年（フ）第９１号
大分県豊後高田市森885番地３
債務者　大飛由紀子（旧姓吉多）
１　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
５　免責審尋期日　平成25年１月21日午後２時45分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３７号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙2142番地
破産者　清水建設有限会社
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５０３号
山梨県甲府市西高橋町２番地２、住民票上の住所山梨県甲府市武田４丁目１番４号
破産者　小泉　京子（旧姓宮下）
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８０１号
札幌市手稲区前田９条10丁目３番31号、開始決定時の住所札幌市手稲区前田９条10丁目３番13号
破産者　河部　　誠
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８１号
埼玉県上尾市大字西門前609番地　ラフィネ・ドミール壱番館102
破産者　江原　新治
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４番２―606号
破産者　西大條容子
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４号
富山県魚津市持光寺116番地
破産者　窪田　由治
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５７６号
大阪府東大阪市長堂１丁目５番10号　第２茨木マンション603号、開始決定時の住所大阪府東大阪市衣摺５丁目19番21号
破産者　工藤　正光
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４６号
大阪府高槻市浦堂２丁目３番11号
破産者　新居　悦男
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４７号
岡山県勝田郡奈義町久常305番地17
破産者　松﨑　吉加
１　決定年月日　平成24年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３６５号
福井県鯖江市住吉町３丁目８番５号　エクセレント住吉105、旧住所福井県鯖江市上野田町第１号２番地11
破産者　長門　賢一
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福井県坂井市丸岡町舟寄第73号26番地
破産者　林下　友義
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目８番18号、住民票上の住所福井県越前市家久町第90号８番地の37
破産者　和田　良夫
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３号
福井市勝見３丁目13番16号、開始決定時の住所福井市北四ツ居１丁目31番15号
破産者　北村　直樹
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
福井県大飯郡おおい町本郷第148号８番地５
破産者　若泉裕一郎
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第８号
福井県大飯郡おおい町本郷第148号８番地５
破産者　若泉　定子
１　決定年月日　平成24年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５０６号
仙台市若林区六丁の目南町７番10―203号
破産者　佐藤　秀昭
１　破産債権の届出期間　平成24年12月19日まで
２　一般調査期日　平成25年３月８日午前11時10分
平成24年11月19日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６号
福井県小浜市中井第９号50番地の１
破産者　丸加産業株式会社
１　破産債権の届出期間　平成24年12月20日まで
２　一般調査期日　平成25年２月５日午前10時
平成24年11月20日　福井地方裁判所敦賀支部